

放送設備保守業務委託 特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称 放送設備保守業務委託
2. 業務場所 秋田市山王四丁目地内 他
本庁舎、総合庁舎、議会棟及び第二庁舎
3. 履行期間 契約日から令和9年2月5日まで
4. 業務仕様 本仕様書に記載されていない事項については建築保全業務委託標準仕様書による。

II. 業務範囲

1. 業務対象設備及び点検内容
 - (1) 対象設備 設計書に記載のとおり。
 - (2) 点検内容
 - ア) 非常放送設備
点検は、消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」に定めるところにより適正に行うものとする。
 - イ) 上記に付帯する通常放送機能
建築保全業務共通仕様書 定期点検等及び保守の「拡声装置」を適用。
2. 点検実施時期 1回目：6月～7月頃、2回目：12月～1月頃
3. 業務担当者
業務担当者は、消防設備士免状の交付を受けている者、又は総務大臣が認める資格を有する者とし、作業中は消防設備士免状等を携帯していること。

Ⅲ. 提出図書

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 委託業務計画書 | 契約後速やかに |
| 2. 業務責任者通知書 | 契約後速やかに |
| 3. 作業届及び来庁届 | 作業実施3日前まで |
| 4. 点検報告書 | 作業実施後 |
| 5. 委託業務完了通知書 | 業務完了後 |
| 6. 成果物引渡書 | 検査結果通知後速やかに |

Ⅳ. その他

この仕様書に定めのない事項、又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。